

小規模事業者支援緊急資金利子補給金交付要綱

令和4年10月18日

告示第74号

改正 令和6年2月27日告示第124号

(目的)

第1条 この要綱は、自然災害の影響により経営に支障が生じ、経営再建に必要な事業資金の融資を受けた市内の事業者に対する負担の軽減を目的に、利子補給金(以下「補給金」という。)を交付することについて、勝山市補助金等交付規則(昭和47年勝山市規則第12号。以下「規則」という。)に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補給金の交付対象者)

第2条 市長は、福井県知事が承認した小規模事業者向け資金緊急無利子化事業利子補給補助金について、小規模事業者経営改善資金(以下、「マル経資金」という。)の融資を受けた者であって、次に掲げる要件を全て満たすものに対し、予算の範囲内で補給金を交付する。

- (1) 市税を完納していること。
- (2) 資金の返済について、契約に基づき元金及び金利の返済を行っていること。

(補給金の交付)

第3条 補給金の額は、補給金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)が取扱金融機関に支払った利子のうち、別表に定める補給金の額以内とする。

- 2 算定された補給金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補給金の交付対象期間は、別表に定める期間とする。
- 4 延滞に係る利子が発生した場合は、当該延滞に係る利子は、補給金の対象外とする。

5 返済条件の変更等により、返済予定表に基づく利子の支払額に変更にあった場合の補給金の額は、利子の支払額が変更前の額を超える場合は、第1項に規定する額を限度とし、利子の支払額が変更前の額よりも少ない場合は、当該変更後の利子の支払額のうち、同項の規定による方法により算出した額とする。

(他の制度との併用)

第4条 他の利子補給に係る制度を併用した場合は、前条第1項及び第2項の規定により算出された当該補給金の額から他の制度による利子補給額を差し引いた額を、当該補給金の額とする。

(補給金の申請)

第5条 申請者は、別表に定める有効期間に実行された融資のうち、前年度の3月1日から当該年度2月末日までの支払利子額について、小規模事業者支援緊急資金利子補給金申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。)に日本政策金融公庫が発行する返済予定表の写しを添えて、当該年度の3月10日までに市長に提出しなければならない。ただし、申請書兼請求書の提出をもって規則第9条に定める実績報告があったものとみなす。

2 市長は、前項に規定する申請書兼請求書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、申請者にこれを交付するものとする。

(補給金の交付の特例)

第6条 申請者が市外へ住所を移転し、又は事業を休止若しくは廃止した場合は、当該事業が発生した日以降の補給金は交付しない。ただし、市内に事業所を有する小規模事業者が、申請者が行っていた事業を承継し、当該補給金に係る資金の債務を全て承継したときは、この限りでない。

(変更の届出)

第7条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に報告しなければならない。

(1) 事業所の名称又は住所に変更があったとき。

- (2) 借受人に変更があったとき。
- (3) 金融機関との約定に変更があったとき。

(補給金の返還)

第8条 市長は、申請者が補給金の申請等について偽りその他不正の行為があった場合には、補給金の交付決定を取り消し、補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補給金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、告示の日から施行し、令和6年2月27日から適用する。

別表(第3条、第5条関係)

| 災害の名称 | 補給金の額 | 対象期間 | 有効期間 |
|------------|-----------------------|--------------------------|------------------------|
| 令和6年能登半島地震 | 支払った利子のうち3分の1に相当する額以内 | 融資日から起算して5年を経過する日の属する月まで | 令和6年6月28日までに融資が実行されたもの |